

2019年度 名古屋市委託事業 要約筆記者養成講習会

手話を使わない聴覚障害者のための意思疎通支援

要約筆記とは？

聴こえない人、聴こえにくい人（聴覚障害者）のコミュニケーション方法というと、一般的には「手話」と思われる方がほとんどです。しかし、身体障害者手帳を持っている聴覚障害者のうち、手話を使いこなせるのは約20%と言われています。「手話を使わない（手話が分からぬ）」聴覚障害者のコミュニケーション方法のひとつが要約筆記です。それは、話の内容（音声）をその場で要約し、文字にして相手に伝える「要約筆記」です。要約筆記には手書きとパソコン入力で行う方法があります。必要に応じて、スクリーンで会場全体に映し出したり、個人の利用者の隣で伝えます。

要約筆記の依頼は年々増加しており、今後も利用は増えると予想されますが、人材不足が課題となっています。要約筆記者として必要な知識と技術を学び、聴覚障害者の意思疎通支援をしませんか。

～平成30年度要約筆記者養成講習会の様子～



手書き、パソコンコース合同講義



手書きコース実習



パソコンコース実習

※ 当講習会修了後、名古屋市要約筆記者認定試験に合格された方は、認定要約筆記者として名古屋市に登録し、派遣活動をすることができます。

開催要項

期 間：2019年4月19日（金）～2020年2月7日（金）

毎週金曜日全43回予定

※ 内3回程度、土・日・祝日開催で扈間の時間帯有り

年末年始やお盆などは除く

時 間：18:30～20:30

会 場：名身連福祉センター（中村区中村町7丁目84番地の1）

定 員：手書きコース、パソコンコース各10名

対 象：市内在住、在勤、在学の20歳以上の方

※パソコン希望者は、上記以外にノートパソコン（Windows7以上、USBポート有）を持参可能であること、タッチタイピングができることが条件。タブレットは除く。

費 用：13,600円（受講料9,000円、テキスト代4,600円）

※補完テキスト込み

申込み方法：下記の「問い合わせ・申込み先」にお電話で申し込みください。

受講希望者は必ず下記の事前説明会にご出席ください

日 時：①平成31年3月15日（金）18:30～20:30 ①と②どちらかの日にちを
②平成31年3月16日（土）10:00～12:00 お選びください。

場 所：名身連福祉センター

内 容：事前説明1時間、一般教養に関する小テスト1時間（予定）※要約筆記の能力は問いません

持ち物：筆記用具、ノートパソコン（パソコンコースのみ・タブレットは除く）

※詳細は受講申込者へ案内をお送りします。ご不明な点はお問い合わせください。

申込みは2019年3月1日（金）17時00分必着

問い合わせ・申込み先

社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会

名身連聴覚言語障害者情報文化センター

〒453-0053 名古屋市中村区中村町7丁目84番の1（名身連福祉センター内）

TEL：(052) 413-5885 FAX：(052) 413-5853

E-mail：chogen@meishinren.or.jp HP：<http://www.meishinren.or.jp>

休館日：毎週水曜日、年末年始、臨時休館日

過去の受講者の声



手話を使わない聴覚障害の人と仕事をする機会があり、自分にできることは何かと話をしたとき、要約筆記があると教えてもらいました。今自分にもできることをやりたいと思い受講を決めました。

手話を学んでいるとき聴覚障害者の講師から、手話を使わない聴覚障害者が多いことや、文字で情報を伝える要約筆記の必要性を聞き、是非学びたいと思いました。

